

令和6年12月13日

各施設・事業所管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部

施設サービス支援課長 鹿内 弘実

(公印省略)

施設・事業所における事故報告フォームの変更について

平素から東京都の障害者福祉施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。
標記の件について、「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について（通知）」
（令和6年5月9日付6福祉障施第499号東京都福祉局障害者施策推進部長通知）により
事故等が発生した場合の速やかな報告をお願いしたところです。

この度、東京都のシステム変更に伴い、事故等発生時の報告フォームを以下のとおり変更
することといたしました。

つきましては、下記のとおり取り扱うこととさせていただきますので、ご協力のほどよろ
しくお願いいたします。

記

1 報告方法（変更ありません）

事故報告書の提出は、事故報告書提出フォームによる報告を原則としますが、死亡事故
や事件性の高い事故、報道機関等からの問い合わせが想定される事故等については、発生
後直ちに各所管宛電話による報告をお願いします。

また、その後、可能な限り速やかに別紙様式例を参考に各所管提出フォームに事故報告
書（第1報）の御提出をいただいた上で、その後続報を提出してください。

事故等に応じて、東京都への報告に加え、保護者・区市町村（原則として実施機関）・
関係機関（警察・消防・保健所等）への連絡も行ってください。

※1 事故の状況等によっては、現地確認を実施する場合があります。

※2 事故報告書のファイル名を「【事故報告】施設・事業所名（サービス種別＊）第
〇報」としてください。

＊多機能型事業所等の場合は事故に係るサービス種別を記載

(例)【事故報告】〇〇福祉園（生活介護）第1報

2 報告先（変更後）

【障害者支援施設・生活介護・自立訓練】（都立施設及び都立民間移譲施設を除く）

施設サービス支援課 障害者支援施設担当 電話 03-5320-4156

<提出先>

<https://logoform.jp/form/tmgform/826020>

【都立施設及び都立民間移譲施設】

施設サービス支援課 福祉施設運営担当 電話 03-5320-4157

<提出先>

<https://logoform.jp/form/tmgform/827929>

【就労移行支援・就労継続支援 A 型・B 型・就労定着支援】

地域生活支援課 就労支援担当 電話 03-5320-4158

<提出先>

<https://logoform.jp/form/tmgform/829775>

【共同生活援助（GH）・短期入所】

地域生活支援課 居住支援担当 電話 03-5320-4151

<提出先>

<https://logoform.jp/form/tmgform/702093>

【居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援】

地域生活支援課 在宅支援担当 電話 03-5320-4325

<提出先>

<https://logoform.jp/form/tmgform/830433>

【障害児入所施設・児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援】

施設サービス支援課 児童福祉施設担当 電話 03-5320-4374

<提出先>

<https://logoform.jp/form/tmgform/835126>

【重症心身障害児（者）通所事業】

施設サービス支援課 療育担当 電話 03-5320-4376

3 変更日

令和6年12月20日（金）午後6時

4 その他

旧報告フォームにつきましては、上記以降は使用できませんので、ご注意ください。

【お問い合わせ】

東京都福祉局障害者施策推進部

施設サービス支援課 障害者支援施設担当

電話：03-5320-4156（直通）